

23. 生活道路整備事業補助金

◆事業内容

町会が設置管理する公共性の高い道路（住居を有し主たる生活道路として利用している赤道など）を整備する場合、町会に対し工事費用の一部を補助金として交付します。

◆対象となる団体

工事を実施する町会（町会長）

◆対象となる工事

町会が設置管理している生活道路、通学路、避難経路となる道路などの改良工事、舗装工事など

工事例① 側溝の新設・改修工事

工事例② アスファルト舗装の新設・改修工事

◆補助金額

補助対象工事費（市が査定した工事費）の70%以内

ただし、予算の範囲内で、1路線あたり500万円／年を上限（補助上限は350万円／年）とする。

◆補助金の交付の流れ

①工事の内容

工事の範囲や内容を決めて、見積をもらう。



②事前の相談

予算の確保のため、工事の前年までに市と相談する。



③補助金の申請

工事を依頼する前に、補助金交付申請書、工事箇所及び内容がわかる資料、見積書を市に提出する。



④工事の実施

申請内容を市で審査し、補助金の交付を決定する。（決定通知）
決定通知が届いたら、工事を行う。



⑤補助金の請求

工事完了後、補助事業実績報告書、領収書の写し、工事写真を提出する。
市から補助金の確定通知書が届いたら、請求書を提出する。

◆申請・お問合せ先

建設部土木課 道路管理グループ TEL 53-8425

メールアドレス doboku@city.nanao.lg.jp